おくやみハンドブック

豊中市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申しあげます。
豊中市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

豊中市役所　０６-６８５８-５０５０（総合コールセンター）

事前準備について

豊中市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 **持ち物の確認**

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 **委任状について（51ページ参照）**

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 **各種手続きチェックリスト（4～6ページ参照）**

該当する手続きをご確認ください。詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 **ご来庁ください**

本紙と必要なものをお持ちのうえ、豊中市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

□ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表者および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられて、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証

※加入者が亡くなられたときは、葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったことおよび葬祭執行者が確認できるもの（葬儀代の領収書など）

□ 介護保険被保険者証

□ 基礎年金番号が記載されているもの
（年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書など）

□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

本人確認書類について

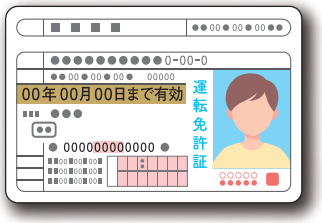
□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、
マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

- 死亡日　相続開始
- 7日以内　死亡届
- 14日以内　児童扶養手当請求や額改定等　障害関係手当請求
- 15日以内　児童手当請求や額改定等
- 3か月以内　相続放棄・限定承認
- 4か月以内　準確定申告
- 10か月以内　相続税申告
- 1年以内　遺留分侵害額請求
- 2年以内　葬祭費や国民年金死亡一時金請求
- 5年以内　未支給年金請求・遺族年金請求

死亡届ご提出後の流れ

【埋火葬許可証】

死亡届のお届け時に埋火葬許可証を発行します。
死亡届を休日・夜間に受け付けた場合は、本籍地等の確認ができないため、死亡届に記入されたとおり埋火葬許可証を発行します。
修正が必要な場合は、市民課戸籍係へお越しください。
※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

【住民票・除住民票の写しの請求について】

住民票・除住民票の写しは住所地の市区町村へご請求ください。
住所が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の翌日（閉庁日含まず）から交付できます。

【戸籍の証明書の請求について】

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）などは本籍地の市区町村へご請求ください。
本籍が豊中市で、豊中市へ死亡届を出された場合、受理した日の2～3日後（閉庁日含まず）から交付できます。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）のご請求が可能です。請求できる人や取得できる証明書の種類には制限がありますので、ご注意ください。詳しくはこちらをご覧ください。

市ホームページ「戸籍証明書等の広域交付について」

各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カードを持っていた	P.7
	□	世帯主が亡くなった	P.8
	□	印鑑登録をしていた	
保険	□	国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった	P.9
	□	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
	□	重度障害者医療費助成を受給していた	P.11
	□	指定難病などの医療受給者証を持っていた	P.12
	□	被爆者健康手帳を持っていた	
年金	□	年金に関する手続き	P.13
税金	□	市・府民税が課税されていた	P.14
	□	固定資産を所有していた	P.15
	□	未登記家屋を所有していた	
	□	市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）を口座振替により納付していた	P.16
	□	市税の納付が済んでいない	
	□	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P.18
	□	要介護認定の申請中だった	
福祉（障害）	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	□	大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者の保護者が亡くなったとき	

各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障害）	□	大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき	P.20
	□	大阪府障害者扶養共済制度に加入している扶養共済年金受給者が亡くなったとき	
	□	障害児福祉手当を受給していた	P.21
	□	大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.22
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	□	緊急通報装置、福祉電話の貸与がある方	P.24
	□	障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた（受給者証をお持ちの方）	
こども	□	児童手当を受給していた	P.25
	□	児童手当支給対象の児童だった	
	□	児童扶養手当を受給していた	P.26
	□	児童扶養手当支給対象の児童だった	
	□	子ども医療費助成を受給していた	P.27
	□	ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	
	□	児童が認可保育施設に在籍している	P.28
	□	小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方（保護者が不在になる場合のみ）	
	□	就学援助申請者の方	P.29
	□	特別支援教育就学奨励費申請者の方	
	□	豊中市奨学費貸付申請者（高等学校などに在学の子）の保護者の方（保護者が不在になる場合のみ）	P.30

区分	☑	該当事項	詳細ページ
こども	□	障害児通所支援受給者証をお持ちの方	P.30
上下水道	□	上下水道を使用していた	P.31
	□	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	
	□	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	P.32
	□	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
市営住宅	□	契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族	P.33
	□	契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方	
	□	市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方	P.34
その他	□	浄化槽を使用している方	P.35
	□	犬を所有している方	
	□	農地を相続された方	P.36
	□	森林を相続された方	
	□	家財整理をしたい	P.37
	□	道路または水路用地を占用していた	P.38
その他の問い合わせ窓口	□	専門相談について	P.39
	□	ご遺族のこころの相談について	
	□	納骨について	
	□	空き家について	P.40
	□	問い合わせ先が不明な場合	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カード・通知カードを持っていた

手続き　カードの保管・廃棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 カードを市役所に返却していただく必要はありません。 また、通知カードをお持ちだった場合も、市役所に返却していただく必要はありません。 なお、相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合がありますので、手続きが終わるまで保管してください。	なし **手続き可能な人** —
必要なもの	**問い合わせ先**
—	市民課　市民窓口係 第一庁舎1階10～15番窓口 ☎ 06-6858-2201

MEMO

世帯主が亡くなった

手続き 新世帯主の届出

手続き詳細	期　限
世帯主が亡くなられて、その世帯に15歳以上の方が２名以上いる場合は、世帯主変更の届出が必要です。	なし **手続き可能な人** 新世帯主または同一世帯員
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きする方の本人確認書類 □ 代理人の場合は委任状	市民課　市民窓口係 第一庁舎1階6～9番窓口 ☎ 06-6858-2201 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって自動的に廃止されます。 印鑑登録証（カード）は無効となりますので、市役所に返却いただくか、ハサミなどで裁断して破棄してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課　市民窓口係 第一庁舎1階10～15番窓口 ☎ 06-6858-2201

2．保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険に加入している方のいる世帯だった

手続き① 保険証および各種認定証の返還

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 □ 亡くなられた方の各種認定証 □ 手続きする方の本人確認書類 ※ 国民健康保険の世帯主（納付義務者）が亡くなられた場合は、その世帯の加入者全員の被保険者証も必要	保険相談課　保険加入係 第二庁舎2階201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※郵送での申請も可能です。 国民健康保険葬祭費支給申請書を市ホームページからダウンロードのうえ、葬儀代の領収書（宛名フルネーム）の写しを添えて、ご申請ください。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬儀代の領収書（宛名フルネーム） □ 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの □ 亡くなられた方の被保険者証（返還済みの場合は不要）	保険給付課　給付係 第二庁舎2階203番窓口 ☎ 06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証および各種認定証の返還

手続き詳細

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。

期　限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

- □ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
- □ 亡くなられた方の各種認定証
- □ 手続きする方の本人確認書類

問い合わせ先

保険相談課　保険加入係
第二庁舎2階201番窓口
☎ 06-6858-2301
※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細

被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。

※郵送での申請も可能です。
後期高齢者医療葬祭費支給申請書を大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページからダウンロードのうえ、葬儀代の領収書（宛名フルネーム）の写しを添えて、ご申請ください。

期　限

葬祭を行った日の翌日から2年間

手続き可能な人

葬祭執行者

必要なもの

- □ 葬儀代の領収書（宛名フルネーム）
- □ 領収書の宛名の方の振込先口座がわかるもの
- □ 亡くなられた方の被保険者証（返還済みの場合は不要）

問い合わせ先

保険給付課　給付係
第二庁舎2階203番窓口
☎ 06-6858-2295
※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

2. 保険に関する手続き

重度障害者医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

手続き詳細	期　限
医療証を交付していた対象者が亡くなられた場合、その対象者の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人
	【医療証返還】 どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 障害者医療証 □ 手続きする方の本人確認書類	保険給付課　給付係 第二庁舎2階203番窓口 ☎06-6858-2295 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

MEMO

指定難病などの医療受給者証を持っていた

手続き 医療受給者証の返還

手続き詳細

医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、死亡日をもって失効となりますので、医療受給者証の返還および受給資格喪失届の提出が必要です。

※医療機関への支払い手続きが終了してから返還してください。

期　限

すみやかに

手続き可能な人

ご遺族の方等

必要なもの

□ 医療受給者証（原本）
□ 受給資格喪失届

問い合わせ先

医療支援課 難病支援係
豊中市保健所1階
☎ 06-6152-7402

被爆者健康手帳を持っていた

手続き 被爆者健康手帳の返還・葬祭料支給申請

手続き詳細

被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、被爆者死亡届の提出が必要です。

被爆者死亡届をご提出いただくと、広島市または長崎市への死没者名簿への登録が自動的に行われます。また、葬祭料がその葬祭を行う方に支給されます。

ただし、死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合は、支給されません。

期　限

すみやかに
葬祭料の支給は5年以内

手続き可能な人

ご遺族の方・葬祭執行者

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

医療支援課 難病支援係
豊中市保健所1階
☎ 06-6152-7402

3. 年金に関する手続き

①公的年金を受給している　②年金（国民・厚生・共済組合）に加入中

①、②に該当の方は、故人の基礎年金番号を確認し、必ず年金事務所にどのような手続きが必要かお問い合わせください。

【問い合わせ先】日本年金機構　豊中年金事務所　06－6848－6831
ねんきんダイヤル　0570－05－1165（ナビダイヤル）

右の QR コードで確認して
いただくことも可能です。

日本年金機構
「身近な方が亡くなったとき」

年金事務所の案内に基づき、次に該当する年金は各窓口でお手続きください

下記手続きについては、日本年金機構が窓口になります

□ **未支給年金**（故人が老齢厚生・老齢基礎年金、遺族厚生年金、障害厚生年金を受給していた）
□ **遺族厚生年金**（故人が厚生年金に加入中）

下記手続きについては、保険相談課国民年金係が窓口になります

保険相談課　国民年金係：06－6858－2264

□ **未支給年金**（故人が障害基礎年金、遺族基礎年金または寡婦年金を受給していた）
□ **死亡一時金**（故人が国民年金に加入中）
□ **遺族基礎年金**（故人が国民年金に加入中）
□ **寡婦年金**（故人が国民年金に加入中）

農業者年金に係る手続き

住所地のJAまたは農業委員会事務局、農業者年金基金へお問い合わせください。
【問い合わせ先】農業委員会事務局　06－6858－2490
農業者年金基金　03－3502－3945

4. 税金に関する手続き

市・府民税が課税されていた

手続き　市・府民税に関する相続人代表者指定届の提出

手続き詳細

亡くなられた方に市民税・府民税が課税されている場合、市民税・府民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。また、亡くなられた方に課税されている市府民税を相続人の代表者に納付していただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。

期　限

相当の期間（おおむね3か月）

手続き可能な人

相続人代表者となる方

必要なもの

□ 相続人代表者となる方の本人確認書類

問い合わせ先

市民税課　普通徴収係
第一庁舎2階　税総合窓口
☎ 06-6858-2131

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き 固定資産に関する相続人代表者（現所有者）指定届の提出

手続き詳細

亡くなられた方が固定資産を所有していた場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者（現所有者）に送付させていただくことになります。

相続人のうち、どなたが相続人代表者（現所有者）になられるのか「相続人代表者指定届兼現所有者届」に必要事項を記入し、ご提出ください。法務局での相続登記が年内に完了する場合は、固定資産税課への届出は不要です。

※令和6年4月1日から不動産の相続登記申請が義務化されました。
相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
（令和6年4月1日以前に開始した相続も、登記申請義務化の対象になります。）詳しくは法務局にお問い合わせください。

期　限

相続が発生した年内

手続き可能な人

相続人代表者となる方

必要なもの

- □ 相続人代表者（現所有者）となる方の本人確認書類
- □ 相続人代表者（現所有者）となる方が、市外在住の場合または市内在住であっても亡くなられた方と別世帯の場合は、戸籍謄本の写し、本人確認書類等

問い合わせ先

固定資産税課 課税総括係
第一庁舎2階 212番窓口
☎ 06-6858-2150

相続登記についてのお問合せ
大阪法務局池田出張所
☎ 072-751-3342

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の名義変更

手続き詳細

法務局に登記されていない家屋については、固定資産税課に「未登記家屋所有者変更届」を提出するか、大阪法務局池田出張所に新たに登記することで、所有者の変更ができます。

期　限

相当の期間（おおむね3か月）

手続き可能な人

当該物件を相続される方

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

固定資産税課 課税総括係
第一庁舎2階 212番窓口
☎ 06-6858-2150

登記についてのお問合せ
大阪法務局池田出張所
☎ 072-751-3342

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）を口座振替により納付していた

手続き　口座振替停止の手続き

手続き詳細

亡くなられた方の口座の凍結により振替ができなくなる可能性があるため、口座振替を停止し、納付書による納付に切り替える手続きが必要となります。

※手続きは電子申込システムでも可能です
（右のQRコードを読み取り）

期　限

なし

手続き可能な人

同一世帯員または親族

必要なもの

□ 納税通知書などの「お問い合わせ番号」がわかる書類

問い合わせ先

税務管理課　収納管理係
第一庁舎2階　212番窓口
☎ 06-6858-2170

市税の納付が済んでいない

手続き　納付に係る手続き

手続き詳細

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付してください。

期　限

納税通知書に記載の納付期限まで

手続き可能な人

相続人

必要なもの

□ 納税通知書

問い合わせ先

債権管理課
第一庁舎2階 214番窓口
☎ 06-6858-2161

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車の手続きまたは相続人への名義変更

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	**亡くなった日から30日以内**
	手続き可能な人 **①相続人** **②相続人と同居の家族の方** **③その他の方** ※③の方が手続きされる場合は、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
必要なもの	**問い合わせ先**
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書または異動手続きの案内書類 □ 届出者の本人確認書類	**市民税課　諸税係** **第一庁舎2階　税総合窓口** **☎ 06-6858-2153**

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返還

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返還してください。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証 □ 手続きする方の本人確認書類	保険相談課　保険加入係 第二庁舎2階　201番窓口 ☎ 06-6858-2301 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

要介護認定の申請中だった

手続き 介護認定申請取下げ

手続き詳細	期　限
認定調査前に亡くなられた場合や、介護サービスの使用が無い場合は、申請していた介護認定の取り下げをしてください。	なし **手続き可能な人** 要介護認定の申請を行った方
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。	長寿安心課　介護認定係 第二庁舎１階　103番窓口 ☎06-6858-2834

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎１階 102番窓口 ☎06-6858-2746

大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者の保護者が亡くなったとき

手続き 年金給付請求

手続き詳細	期　限
加入者が障害者の生存中に、死亡または身体に著しい障害を有することとなった場合に給付します。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡診断書 □ 加入者が除かれた住民票（除票） □ 障害者および年金管理者の住民票 □ 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎１階 102番窓口 ☎06-6858-2746

大阪府障害者扶養共済制度に加入している心身障害者が亡くなったとき

手続き　弔慰金請求

手続き詳細	期　限
1年以上加入した後に、加入者より先に障害者が亡くなられた場合、または加入者と障害者が同時に亡くなられた場合は、加入期間に応じて弔慰金を支給します。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 加入者の住民票 □ 障害者が除かれた住民票（除票） □ 加入者の振込先口座がわかるもの □ 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎１階 102番窓口 ☎06-6858-2746

大阪府障害者扶養共済制度に加入している扶養共済年金受給者が亡くなったとき

手続き　扶養共済年金受給者の変更

手続き詳細	期　限
年金管理者や年金受給権者（障害者）が亡くなられた場合、届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 年金受給者者が除かれた住民票（除票） □ 年金加入証書	障害福祉課 給付支援係 第二庁舎１階 102番窓口 ☎06-6858-2746

6. 福祉（障害）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 □ 未払い金受給者の本人確認書類 □ 代理人の場合は委任状	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2232

大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が大阪府重度障害者在宅生活応援制度に加入していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 □ 未払い金受給者の本人確認書類 □ 代理人の場合は委任状	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2232

特別障害者手当を受給していた

手続き　特別障害者手当死亡届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分の手当がある場合は、受給者と生計を同じくしていた配偶者、もしくは扶養義務者名義の銀行通帳 □ 未払い金受給者の本人確認書類 □ 代理人の場合は委任状	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎 1 階　102番窓口 ☎06-6858-2232

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。また、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書（ピンク色の紙） □ 両親の一方が死亡した場合は戸籍謄本および新受給者名義の銀行通帳、未払い分の手当がある場合は子の銀行通帳 □ 新受給者の本人確認書類 □ 代理人の場合は委任状	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2232

【児童が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格を喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 特別児童扶養手当証書	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2232

緊急通報装置、福祉電話の貸与がある方

手続き　緊急通報装置、福祉電話の撤去・返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が緊急通報システム等を利用されていた場合は、返還届が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	障害福祉課　給付支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2232

障害福祉サービス・地域相談支援を利用していた（受給者証をお持ちの方）

手続き　障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課　相談支援係 第二庁舎１階　102番窓口 ☎06-6858-2224

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給事由消滅・未支払手当請求・新規認定請求

手続き詳細	期　限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当および受給者の変更につき、手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 新受給者の口座番号 □ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎３階 307番窓口 ☎06-6858-2269

児童手当支給対象の児童だった

手続き 受給事由消滅または額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
児童手当の支給対象だった児童が亡くなられた場合、受給事由消滅または額改定(減額)につき、手続きが必要です。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	子育て給付課 家庭給付係 第二庁舎３階 307番窓口 ☎06-6858-2269

児童扶養手当を受給していた

手続き　受給者死亡届兼未支払手当請求・新規認定請求

手続き詳細	期　限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月分までの手当が支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課　家庭給付係 第二庁舎３階　307番窓口 ☎06-6858-2329

児童扶養手当支給対象の児童だった

手続き　資格喪失または額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当の支給対象だった児童が亡くなられた場合、受給資格喪失または額改定（減額）につき、手続きが必要です。	原則、児童が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	子育て給付課　家庭給付係 第二庁舎３階　307番窓口 ☎06-6858-2329

7. 子どもに関する手続き

子ども医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

手続き詳細	期　限
医療証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。 医療費助成を受給している方の保護者が亡くなられた場合は、世帯員の変更の手続きが必要です。	なし **手続き可能な人** 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 子どもの医療証 □ 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課　家庭給付係 第二庁舎３階　307番窓口 ☎06-6858-2269 ※手続きは庄内出張所、新千里出張所でも可能です。

ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き 医療証の返還

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療費助成の医療証を交付していた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし **手続き可能な人** 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成の医療証 □ 手続きする方の本人確認書類	子育て給付課　家庭給付係 第二庁舎３階　307番窓口 ☎06-6858-2329

児童が認可保育施設に在籍している

手続き 内容変更などの手続き

手続き詳細	期　限
利用中の保育施設または子育て給付課入所入園係にお知らせください。	なし
	手続き可能な人
	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 家族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	子育て給付課　入所入園係 第二庁舎３階　307番窓口 ☎06-6858-2252

小・中・義務教育学校在学児童・生徒の保護者の方（保護者が不在になる場合のみ）

手続き 保護者代理申請

手続き詳細	期　限
次に保護者となる方が保護者代理申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人
	次に保護者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課　学務保健係 第一庁舎６階　607番窓口 ☎06-6858-2553

7. 子どもに関する手続き

就学援助申請者の方

手続き 就学援助変更申請

手続き詳細	期　限
次に保護者となる方が就学援助変更申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人
	次に保護者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課　学務保健係 第一庁舎６階　607番窓口 ☎06-6858-2553

特別支援教育就学奨励費申請者の方

手続き 特別支援教育就学奨励費変更申請

手続き詳細	期　限
次に保護者となる方が特別支援教育就学奨励費変更申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人
	次に保護者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 次に保護者となる方の本人確認書類	学務保健課　学務保健係 第一庁舎６階　607番窓口 ☎06-6858-2553

豊中市奨学費貸付申請者（高等学校などに在学の子）の保護者の方（保護者が不在になる場合のみ）

手続き　豊中市奨学費変更申請

手続き詳細	期　限
次に保護者となる方が豊中市奨学費貸付申請を行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人
	次に保護者となる方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 次に保護者となる方の実印 □ ３か月以内に発行された印鑑登録証明書	学務保健課　学務保健係 第一庁舎６階　607番窓口 ☎06-6858-2553

障害児通所支援受給者証をお持ちの方

手続き　障害児通所支援受給者証の返還

手続き詳細	期　限
障害児通所支援受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなられた方の障害児通所支援受給者証	おやこ保健課　保健企画係 豊中市岡上の町2丁目1番15号 すこやかプラザ1階 ☎ 06-6858-2285

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が使用者名義人の場合、水道使用中止届または名義変更・支払方法の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931

下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯

手続き 世帯人数の変更

手続き詳細	期　限
井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	上下水道局 お客さまセンター窓口課 ☎06-6858-2931

下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった

手続き　受益者変更届の提出

手続き詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。	上下水道局お客さまセンター 給排水サービス課 ☎06-6858-2961

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き　し尿くみ取り取消（変更）申請

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または世帯人数の変更手続きが必要です。 環境指導課へご連絡ください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	環境指導課 ☎ 06-6858-2278

9. 市営住宅に関する手続き

契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族

手続き 入居名義人の変更、入居者の地位の承継

手続き詳細	期　限
入居名義人が亡くなられた場合、市営住宅入居名義人変更承認申込書を提出してください。 ただし、入居者の地位の承継は、公営住宅法により承認できる範囲が限られているので、申込みされる前に必ず市営住宅募集・管理センターにご相談ください。 ※この承認を受けずに放置すると、住宅を退去していただくことになります。	すみやかに **手続き可能な人** 同居者、相続人等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 戸籍謄本 □ 収入証明 □ 住民票 □ 印鑑証明など ※手続きにより異なります。	市営住宅募集・管理センター 第二庁舎５階 ☎06-6858-2395

契約者が亡くなり、市営住宅を退去される方

手続き 市営住宅返還届

手続き詳細	期　限
市営住宅を退去する場合は、市営住宅返還届が必要です。返還日の5日前までに、市営住宅募集・管理センターへ連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。	すみやかに **手続き可能な人** 同居者、相続人等
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 戸籍謄本 □ 収入証明 □ 住民票 □ 印鑑証明など ※手続きにより異なります。	市営住宅募集・管理センター 第二庁舎５階 ☎06-6858-2395

市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方

手続き　同居者異動届の提出

手続き詳細	期　限
市営住宅に入居の同居親族が亡くなられた場合は、市営住宅募集・管理センターへ同居者異動届を提出してください。 ※市民課や出張所での手続きとは別に、市営住宅募集・管理センターへの届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	入居名義人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 戸籍謄本 □ 収入証明 □ 住民票 □ 印鑑証明など ※手続きにより異なります。	市営住宅募集・管理センター 第二庁舎５階 ☎06-6858-2395

MEMO

10. その他の手続き

浄化槽を使用している方

手続き 使用者変更または廃止

手続き詳細	期　限
浄化槽管理者（所有者）が亡くなられたために浄化槽の所有者を変更する、または浄化槽の使用を廃止する場合、届出が必要です。	変更した日または廃止した日から30日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
なし	【浄化槽管理者（所有者）変更の場合】 新浄化槽管理者（所有者） 【浄化槽の使用を廃止する場合】 どなたでも可
	問い合わせ先
	保健安全課　生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321

犬を所有している方

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期　限
犬の所有者の変更があったときは届出が必要です。市ホームページの電子申込システムからも手続きが可能です。	変更した日から30日以内
	手続き可能な人
	犬の新しい所有者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 登録番号がわかるもの ※登録番号がマイクロチップ番号（15桁）の場合は「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」で手続きをしてください。 ※他市へ転出する場合は、転出先の自治体にご相談ください。	保健安全課　生活衛生係 豊中市保健所 ☎06-6152-7321

農地を相続された方

手続き 農地を相続したことの届出

手続き詳細	期　限
相続により農地の権利を新たに取得した方は、相続した農地の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続登記済の全部事項証明書 □ 代理人の場合は委任状	農業委員会 第一庁舎５階 ☎06-6858-2490

森林を相続された方

手続き 森林を相続したことの届出

手続き詳細	期　限
相続により森林の土地を新たに取得した方は、相続した森林の存する市町村の農業委員会に届出が必要です。	土地の所有者となった日から９０日以内
	手続き可能な人
	相続した方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続登記済の全部事項証明書 □ 代理人の場合は委任状	農業委員会 第一庁舎５階 ☎06-6858-2490

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き① 亡くなった方のごみの処理（収集）

手続き詳細	期　限
ごみ収集の依頼（有料）は粗大ごみ受付センター（0570-666-861）（06-6486-0530）までお申し込みください。	—
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
亡くなられた方が生活保護制度を利用していた場合は、右記へお問い合わせください。	家庭ごみ事業課 臨時ごみ業務係 ☎ 06-6843-3513

手続き② 亡くなった方のごみの処理（持込）

手続き詳細	期　限
ごみの持込（有料）は事前予約制です（日時指定・搬入できる人、車両等に条件あり）。 クリーンランド臨時ごみ予約受付（06-6841-4498）で7日前から申し込みできます（日曜・年末年始期間除く）。 ※上限に達した時点で受付は終了します。 ※インターネットでの予約はできません。 ※2トン車以上での搬入の際は、クリーンランド職員がごみ排出場所の確認にお伺いさせていただく場合もあります。	—
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
クリーンランド臨時ごみ予約受付または右記へお問い合わせください。	豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課　搬入指導係 ☎ 06-6841-5394

道路または水路用地を占用していた

手続き　占用許可の変更手続き

手続き詳細	期　限
道路占用名義変更の届出または法定外公共物占用許可の占用者地位承継の届出を行ってください。 添付書類として、位置図と変更事項の事実を証する書類が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
【道路占用名義変更の届出】 ☐ 道路占用名義変更届 ☐ 位置図 ☐ 変更事項の事実を証する書類 【法定外公共物占用許可の占用者地位承継の届出】 ☐ 法定外公共物占用者地位承継届出書 ☐ 位置図 ☐ 変更事項の事実を証する書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	基盤管理課 第二庁舎 4 階 ☎ 06-6858-2894

MEMO

11. その他の問い合わせ窓口

専門相談について

手続き詳細	手続き可能な人
弁護士相談（相続全般）、税理士相談（相続税など）、司法書士相談（相続登記など）、行政書士相談（遺産分割協議書の作成など）など各種専門相談を実施しています。 相談料は無料で、相談時間は25分以内です。電話またはインターネットで事前にご予約ください。 相談日程等の詳細は右のQRコードから確認してください。	豊中市にお住まいの方 **問い合わせ先** 広報戦略課 広聴係 第二庁舎１階 101番窓口 ☎ 06-6858-2034

ご遺族のこころの相談について

手続き詳細	問い合わせ先
精神保健福祉士、保健師が電話や面談などで相談に応じています。大切な人を亡くして"こころ"や"からだ"に不調が生じたときはご相談ください。豊中市以外にお住まいの場合は、住所地の保健所または保健センターへご相談ください。	医療支援課 精神保健係 豊中市保健所 ☎ 06-6152-7315

納骨について

手続き詳細	必要なもの
遺骨を納骨（分骨）する場合は、火葬証明書（火葬した火葬場などで発行）が必要です。 その他の必要書類は、事前に当該墓地にご確認ください。	火葬証明書 **問い合わせ先** 豊中市立火葬場 ☎ 06-6871-4500

空き家について

手続き詳細	問い合わせ先
相続により空き家を所有・管理することになる親族の方からの空き家に関する相談を受け付けています。	**建築安全課** **第二庁舎５階** **☎ 06-6858-2429**

問い合わせ先が不明な場合

手続き詳細	問い合わせ先
下記開設日時に、電話にてお問い合わせください。 月～金：８時～21時 土曜・日曜・祝日・年末年始：９～17時	**豊中市総合コールセンター** **☎ 06-6858-5050**

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要がある場合があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、世帯全員の住民票の写し、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 ねんきんダイヤル　☎ 0570-05-1165 豊中年金事務所　☎ 06-6848-6831 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給される場合があります。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
事業廃止届出書	すみやかに	税務署に提出します。 豊能税務署 ☎ 072-751-2441
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	大阪府豊中警警察署 ☎ 06-6849-1234 大阪府豊中南警察署 ☎ 06-6334-1234
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省　政策統括官 （恩給相談専用電話） ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
軽自動車（3・4輪）	□	名義変更、廃車の届出など	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-1841
排気量125cc超のバイク	□	名義変更、廃車の届出など	大阪運輸支局 ☎ 050-5540-2058
府税	□	自動車税の手続きなど	豊能府税事務所 ☎ 072-752-4111
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 豊能税務署 ☎ 072-751-2441
不動産登記	□	土地・家屋などの所有 権移転（相続）登記など （予約制）	大阪法務局池田出張所 ☎ 072-751-3342

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

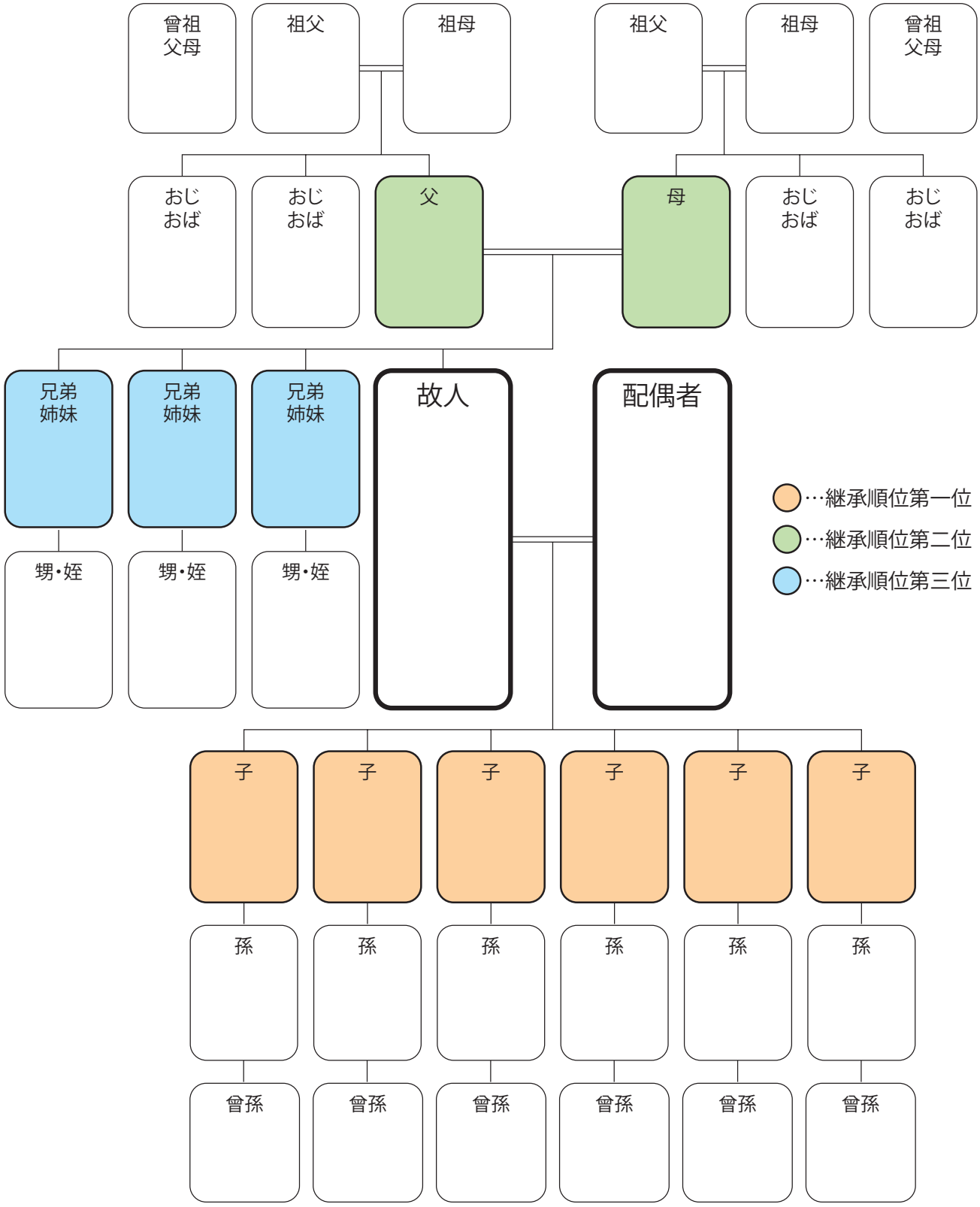
相続に関する手続きチェックリスト（2023年6月1日現在）

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。 （戸籍の広域交付については3ページ参照）
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数
□	遺留分侵害額請求	相続の開始あるいは知った時から1年以内	配偶者や子どもなど一定の法定相続人には遺言の内容にかかわらず最低限の遺産を受け取ることのできる権利「遺留分」があります。 相続人が相続し得るべき遺留分が他者に侵害されているときに実行できるのが「遺留分侵害額請求」です。「遺留分」を請求することで遺産を受け取ることができます。

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。（P.49 参照）

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

法定相続情報証明制度について

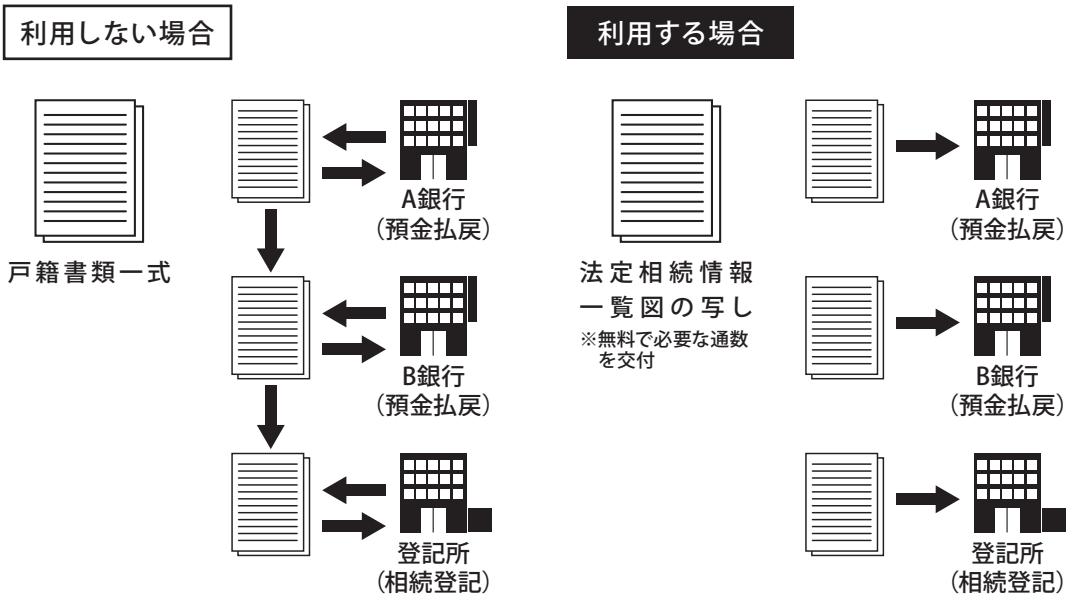
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

MEMO

委任状

年　　月　　日

（あて先）豊中市長

代理人 （窓口に来る方）	住所	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	
	委任者との関係	

※代理人の方は本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）をお持ちください。

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任人 （代理人に手続きを依頼する方）	住所	
	氏名	
	生年月日	
	電話番号	

【委任事項】（該当箇所にチェックを入れてください）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- □　戸籍証明書・戸籍附票の交付請求及び受領の権限
- □　住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- □　住民異動届の届出に関する権限
- □　年金の死亡に関する手続きの権限（※市役所でのお手続きのみ。年金事務所には別様式）
- □　国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の手続き、ならびに医療保険、介護保険、福祉医療等の支給、その他の申請等の手続き及び受領の権限
- □　未納の市税等の納付に関する権限
- □　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に関する権限

（注意事項）

- **委任状は、委任者（頼む人）がすべて記入してください。**
- 消せるペンや鉛筆で記入されている場合は受付できません。
- ご不明な点は事前にお問い合わせください。

キリトリ線

市役所施設案内

豊中市役所

豊中市中桜塚３丁目１番１号



中部保健センター・保健所

豊中市岡上の町２丁目１番15号・
中桜塚４丁目11番１号



庄内出張所

豊中市庄内幸町４丁目29番１号
庄内コラボセンター「ショコラ」３階



新千里出張所

豊中市新千里東町１丁目２番２号
千里文化センター「コラボ」２階



上下水道局

豊中市北桜塚４丁目11番18号



豊中市伊丹市クリーンランド

豊中市原田西町２番１号



MEMO

広告

このような事でお悩みではありませんか？

費用はどの位？
子供に負担をかけたくない
故郷のお墓が遠くて大変
手続きが面倒そう



墓じまい

無料 お見積り資料送付



おまかせ下さい




解体工事


お骨上げ


永代供養

まずはお骨の祀り先（永代供養）を決める事が大切です。



許可番号：箕面市指令第 93 号
許可年月日：平成 25 年 1 月 15 日
経営主体：宗教法人 大師寺

花と緑と光のなかでやすらかに眠る
箕面ピーステンボス
Mino Peace Ten Bosch

永代供養付樹木葬
オリーブの森

個別納骨　宗派不問

1 区画（1 名様利用） 55 万円（税込）～
（3 名様までご利用いただけます）
※2 名様以上お申込みの場合は 1 名様につき別途 104,000 円（税込）がかかります

施設使用料・永代供養料・石板設置料・埋葬サービス料・銘板料が含まれます。

お墓建立もおまかせください

公営墓地　公園墓地　永代供養墓地

豊中市内で
ご案内できる墓地が
豊富にございます！

資料請求は下記までご連絡をお願いします！

アクセスマップ



本誌ご持参で、石工事代金より 5%お値引きいたします。

お問い合わせは「なかやませきりょう」まで　土日も営業しています。

中山石渠
大阪府豊中市利倉1丁目9番1号
営業時間：9 時～5 時

墓地の紹介・仲介／墓石の施工・販売・改修・掃除・移転／建築石材の設計・施工

0120-10-2951

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

NEXT LIFE

遺品整理士、家財評価アドバイザーが
一貫管理致します。

心の絆、安心の証
当事業所は
遺品整理士
の有資格者がいます。

新しい人生は、ここから始まる。
家財整理はネクストライフ

こんなお困りごとはございませんか？

大切な人の思い出をゴミとして捨てられたくない **遺品整理**	自分が亡くなったあと、家族に迷惑をかけたくない **生前整理**	お部屋全体を磨き上げて欲しい **ハウスクリーニング**
どこから片づけていいのかわからない **ゴミ屋敷の清掃**	そのまま処分するのはもったいない **遺品のお買取り**	最近、身体が思うように動かない **お片付け**





見積もり・ご相談
無料

株式会社 ネクストライフ

大阪府豊中市立花町3-11-27

古物商許可第622060184240号

0120-112-733

営業時間：年中無休24時間対応

URL：nextlife-japan.net

ネクストライフ　豊中　検索

本誌ご覧の上ご依頼いただいた方、クーラー取り外し回収何台でも無料対応。
また、代金の合計10万円以上の場合、本冊子の提示で1万円引き。

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

相続のこと、
お困りではありませんか？

相続手続



遺産の分け方で
話合いが纏まらない

遺産がどれだけあるか
わからない

遺言書作成



遺された家族が
争わないようにしたい

あの人に財産を
もらってほしい

＼ 相続のことなら何でもご相談ください！ ／

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎06-6155-0077　受付時間　9:30～17:00（土日祝日を除く）

えびす法律事務所

大阪府豊中市新千里東町1－5－3
千里朝日阪急ビル12F
https://www.ebisu-lawoffice.com/



広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

相続・終活に不安を感じていらっしゃる皆様へ



相続税申告

遺産整理手続

遺言書作成

専門家がワンストップでお悩みを解決します！

まずはお気軽にお電話ください

初回相談無料 ※要予約

06-6335-7125

受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く） 担当：小西

税理士法人 FP総合研究所 豊中事務所
〒560-0021
豊中市本町1丁目11番1号 豊中本町ビルディング3階

広告

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし　子どもがいない　頼れる身内がいない　誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パックを専門家・専門機関とともに
オーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！

フリーコール 0120-982-219

［受付時間］
9:00～17:30（年中無休）
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP：https://watashigo.com

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

お問合せ・お申し込みフォームはこちら

株式会社 鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

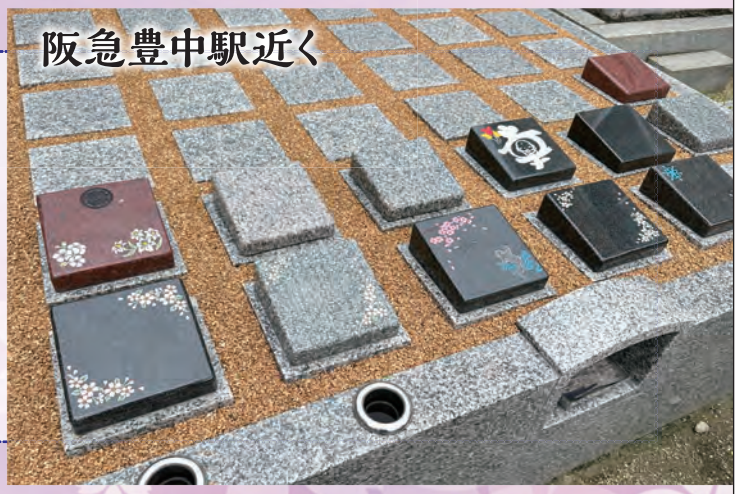
年間維持費不要　年３回供養法要

永代供養墓のご案内

- 宗旨・宗派問いません
- 承継の不安がありません
- 生前契約できます

ローズガーデンかなでら（金禅寺）

豊中市本町5-3-64



- メモリアル合祀墓 10万円（1霊）
 お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せます
- かぞく墓 50万円～
 個別納骨・何霊でも納骨可

その他詳細は、お問い合わせください



新高の紫苑（福泉寺）

大阪市淀川区新高4-6-6

- 合祀墓 3万円～（1霊）
 お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せるプランあり
- こじん墓 33万円
- かぞく墓 48万円
 個別納骨・何霊でも納骨可

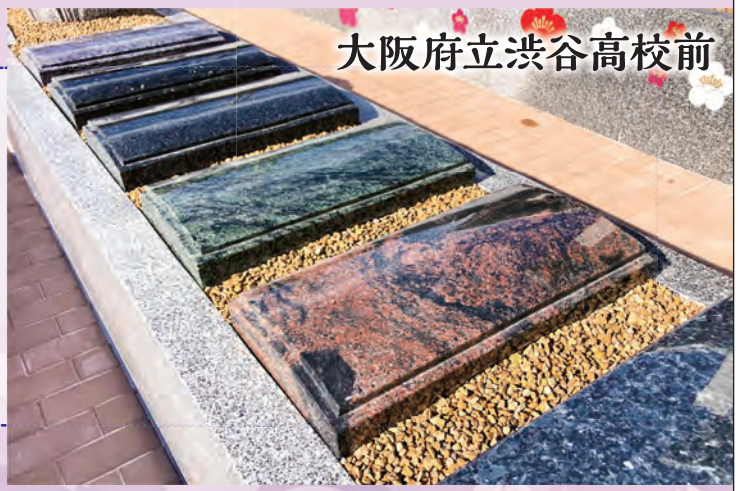
その他詳細は、お問い合わせください

池田 梅の里（佛日寺）

池田市畑1-18-17

- 合祀墓 8.5万円（1霊）
 お名前を名標に刻み、生きた証を永遠に残せます
- かぞく墓 40万円～
 個別納骨・何霊でも納骨可

その他詳細は、お問い合わせください



真心でお墓を建てる
石のいがや

☎06-6852-0592

9:00 ～ 18:00

豊中市夕日丘3-12-5（服部霊園前）

URL：www.ishinoigaya.co.jp

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

もしかしたら
相続税がかかるかも！？

相続のことがわかる
オリジナル冊子を
無料でプレゼント
相続専門の情報サイトも
是非ご覧ください！
相続税ならOAG



生前の相続税対策のご相談から

万が一のときの相続税申告まで

お客様のご不安を解決いたします。

申告
期限は
10ヶ月



わからないからといって、後回しにできないのが相続です。

相続は複雑で専門的な知識がないと分からないことがたくさんあります。



相続専門

「何から手をつけてよいかわからない」あなたへ

相続に関するお悩みは
OAG税理士法人にご相談ください

まずは最初の一歩を踏み出しましょう！

たっぷり60分 **初回面談無料**

相続税の節税は
生前からの地道な
対策が必要なのね！



相続税申告の必要があるかどうかをお調べいたします。
しっかりとご理解いただけるよう、難しい専門用語を使わずに、ご説明いたしますのでご安心ください。

OAGグループの総合力が、あなたの相続を支えます。

年間相続税申告件数1200件以上
経験豊富な相続専門の税理士がしっかりご対応いたします。
おかげさまで多くのお客様からご依頼をいただいております。

専門資格保有者数150人以上
相続は内容に応じて、相談する専門家が異なります、OAG税理士法人は各専門家と連携を密にしてお客様のお悩みを解決いたします。

OAG OAG税理士法人

〒564-0063 吹田市江坂町1-13-33 進和江坂ビル7階

大阪メトロ御堂筋線「江坂駅」1番出口より徒歩1分

所属：近畿税理士会（法人番号 1321）

まずはお気軽にお問い合わせください

TEL:06-6310-3102

平日9時～17時（定休日：土・日・祝） OAG 税

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

一千三百年の萩咲く悠久の聖地
大阪 萩の寺



大阪みどりの百選　東光院萩の寺　納骨・永代供養墓
「吉祥林 永代塔」
〈ご納骨〉と〈永代供養〉

宗派不問　葬儀・法事・納骨・永代供養・各種生前予約等ご相談承ります

新西国第十二番霊場・西国七福神第一番霊場・行基菩薩ゆかりの寺
大阪みどりの百選・とよなか百景
仏日山吉祥林　東光院　萩の寺



〒561-0882 大阪府豊中市南桜塚 1-12-7
☎06-6852-3002(代表)
06-6855-7178(供養相談専用)

こちらから
お問い合わせ
ください
https://www.haginotera.or.jp/

阪急
曽根駅より
徒歩4分

電話受付時間：午前 9 時～午後 5 時　メールアドレス：info@haginotera.or.jp　大阪府指令環衛第553号

広告

モノの片付けや整理 お困りごとありませんか？
安心できる遺品整理 で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします



POINT 1　選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
（※一部業者を除く）

POINT 2　一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3　優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
実績のある業者を紹介するので安心です。

通話料無料
0120-964-850
受付時間 9:00～18:00（年中無休）　安心できる遺品整理

鎌倉新書 Kamakura Shinsho
「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場（証券コード：6184）の鎌倉新書が運営しています。

運営会社：株式会社 鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階　代表：03-6262-3521 主な事業内容：(1)供養サービス事業　(2)供養関連書籍出版事業　(3)相続サービス事業

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

窓口1つで、スムーズに解決！

相続税申告　不動産

戸籍収集　各種手続

相続税申告が必要かどうかわからない

戸籍を集めたり預金の解約手続する時間がない

遺産分割協議書の作成が、ちょっと不安

不動産の登記や、相続争いの場合誰に相談？

はじめまして、税理士・行政書士の若狭浩子です。
生前の認知症対策から、相続税申告や手続などを行っています。相続された不動産の登記や空き家の売却、遺品の処分なども、幅広いネットワークで、連携しています。





まず気軽に相談してみませんか？

TEL 06-6210-6370

【営業時間】平日 9:00～17:00
※土・日・祝日は予約対応可

〒560-0024
大阪府豊中市末広町 2-1-4　末広ビル 303 号

URL: https://tax-wakasa.com
E-mail: info@tax-wakasa.com

▲HPはこちら



阪急電鉄 宝塚線 豊中駅
高架線路沿い南（梅田方面）へ**徒歩５分**

若狭税理士・行政書士事務所

※冊子ご持参で、通常30分の無料相談が２時間まで無料になります。

広告



相　続　税　申　告

は私たちにお任せください

申告以外にも生前のご相談から遺言の執行等の遺産整理業務まで全部サポート

- 相続対策のご相談
- 相続税の簡易試算
- 遺言執行
- 各種申請
- 相続税申告、他

相続税がかかるのか？判定無料！

その他のご相談も、初回無料！

WEBオンライン相談にも対応可

お気軽にお電話ください

アンサー税理士法人

Tax accountant office

intertek ISO 9001:2015 認証取得

06-6857-6857

住　　所：大阪府豊中市本町 2丁目1−21−201
営業時間：9:00 ～ 17:00
定 休 日：土日祝
E-MAIL：kosono-genichi@tkcnf.or.jp


松尾寛士


西野弘美


代表 小園元一

本誌ご持参で、相続税ざっくり試算 無料
また、ご相談2回目も初回に引き続き無料

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

発　　行　豊中市役所
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2024 年 5 月

豊中市くらしの手続きガイド

【URL】https://ttzk.graffer.jp/city-toyonaka/death

※最大37問の質問に答えるだけで、必要となる手続きをご案内します。

QRコード